位電話 四ファクス定定員 料料金

持持参物

ール 日間

ムページ

### 平成30年分の申告から適用

## 配偶者控除・配偶者特別控除が変わります

### ■配偶者控除

対象 配偶者の合計所得金額が38万円(給与収入で103万円)以下の人

納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除は適用対象外になりました。また、900 万円を超え1,000万円以下である場合は、控除額が縮小されます。

	市・県民税の控除額				
	控除対象配偶者		老人控除対象配偶者		
納税義務者の合計所得額	改正前	改正後	改正前	改正後	
900万円以下	33万円	33万円	- 38万円	38万円	
900万円超950万円以下		22万円		26万円	
950万円超1,000万円以下	33/1	11万円		13万円	
1,000万円超		控除適用なし		控除適用なし	

### ■配偶者特別控除

対象 配偶者の合計所得金額が38万円超123万円(給与収入で103万円超201万5,999円)以下の人 控除の上限が拡大し、配偶者の合計所得金額123万円(給与収入で201万5,999円)以下に引き上げられま した。【現行:76万円(給与収入で141万円)未満】

	市・県民税の控除額				
配偶者の 合計所得額	納税義務者の合計所得 900万円以下	納税義務者の合計所得 900万円超950万円以下	納税義務者の合計所得 950万円超1,000万円以下	納税義務者の合計所得 1,000万円超	
38万円超85万円以下	22EM	00±III	11万円		
85万円超 90万円以下	33万円	22万円			
90万円超 95万円以下	31万円	21万円			
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	9万円 7万円 6万円 4万円 2万円	
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円		
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円		
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円		
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円		
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円		
123万円超	0円				

申告相談は2月中旬から始まります。 市内各会場の日程は、広報おのみち1月号でお知らせします。 **周市民税課(☎0848-38-9154)** 因島瀬戸田市民税係 (20845 - 26 - 6227)

## 市内で子どもが野良犬に追いかけられ、けがをする事故が発生

### 野良犬による被害を防ぐためにご協力ください

- ■野良犬は、子犬が産まれているときな どは、人を威嚇することがあります
- 野良犬に遭遇したときは
- 静かにゆっくりとその場を離れましょう。
- ◎野良犬がよくいる場所、子犬が産まれて いる場所などの情報をお寄せください
- 圓環境政策課(☎0848-38-9434) 因島総合支所市民生活課
- (20845 26 6201)瀬戸田支所住民福祉課
- (20845 27 2211)

- ■野良犬を増やさないために
- ○野良犬へ無責任に餌を与えない
- ○外飼いの犬は、不妊去勢手術をする
- ○飼い犬への餌や生ごみなどを放置しない
- ○空き家や倉庫などが野良犬のすみかにならないよう注意する
- ◎地域で保護器設置等にご協力ください ※申し込みは町内会単位で。
- **申**圆(一社)尾道市公衆衛生推進協議会(☎0848-24-1177) (公社)尾道市シルバー人材センター因島支所(☎0845-22-9577)
  - (一社)尾道市公衆衛生推進協議会瀬戸田支所(☎0845-27-2211)
- ※保護された犬は、広島県動物愛護センターへ引き渡し、 その後は飼育希望者に渡ります。

広島県動物愛護センターでは野良犬の保護作業や、町内会からの依頼により、保護器の設置を行っています。

園広島県動物愛護センター(☎0848-86-6511)

動物の遺棄や虐待は犯罪です!

## 平成31年4月に行われる

## 尾道市議会議員一般選挙と尾道市長選挙に立候補予定の皆さんへ

### ■選挙運動の費用の一部を市が負担します

市は、選挙運動用ポスター・ビラ作成費、選挙運動用 自動車の借入れ契約等、選挙運動の費用の一部を負担 します。また、「選挙公報」を発行し、各世帯へ配布する 予定です。

詳しくは、平成31年2月23日出に開催予定の立候 補予定者説明会で説明します。

※選挙運動用ポスター・ビラおよび選挙公報の作成上 の留意点については資料をお渡しします。

### ■選挙運動と政治活動

選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者 を当選させるための行為をいいます。選挙の公正を守 るため一定のルールを設けています。

例えば、選挙運動のできる期間は、告示の日(立候補 の届出の日)から投票日の前日までで、事前運動(立候 補届出前の選挙運動)や戸別訪問、飲食物の提供(茶菓 子程度は除く)なども禁止されています。選挙運動に 使用する事務所、自動車、看板や、選挙運動に使用する 費用にも制限があります。

また、政治活動とは、政治上の主義や施策を推薦・支 持すること、公職の候補者を推薦・支持すること、また はこれらに反対することを目的として行う行為をい います。ただし、原則として選挙運動にわたる行為は 除かれます。したがって、個人または政党その他の政 治団体等による政策の普及宣伝、党勢拡張等の活動、 例えば議会報告会等の開催、議会報告書の頒布など は、それ自体としては選挙運動ではなく政治活動であ

るため、原則として自由に活動できます。

しかし、演説会において、特定の立候補予定者に対 する投票依頼を内容とする演説を行った場合や、政 党その他の政治団体が主催してその支持する候補者 が出演する演説会を選挙直前に関係区域で集中して 開催したような場合も事前運動にとられる場合もあ ります。

◎後援会活動(ある政治家の後援会の会員募集、発会 式、総会の開催等、その政治家の政治的勢力の擁護 のための行事である限り)は、政治的活動の一つで すが、選挙の直前に立候補予定の政治家のため広 く多数の選挙人に向けて行われるようなときは、 事前運動的性格を帯びてきます。

#### ■政治家の寄附は禁止

年末年始は、歳暮や年賀など贈り物の多くなる季 節です。しかし、政治家(立候補予定者も含む)が選挙 区内の人にお金や物を贈ることや、有権者が政治家 に寄附を求めることは、法律で禁止されており、違反 すると罰せられます。

また、政治家が選挙区内の人に年賀状等の時候の あいさつ状を出すことも禁止されています。

日ごろから、三ない運動(贈らない、求めない、受け 取らない)を心に留め、きれいで明るい選挙に努めま しょう。

間選挙管理委員会事務局・明るい選挙推進協議会 (20848 - 38 - 9258)

# 健康·福祉

### 平成30年 12月末まで 延長

## 平成30年7月豪雨災害で被災した人は

## 医療費や介護サービスでの一部負担金が免除されます

住宅が全・半壊、床上浸水等の被害に遭った尾道市の国民健康保険・介護保険、広島県後期高齢者医療、協会 けんぽに加入している人は、平成30年12月末まで、窓口で申告すれば、一部負担金が免除されます。

### ※平成31年1月以降は、①保険証、②免除証明書の提示が必要になります

②免除証明書は、加入している保険ごとに取扱いが異なります。

### ■国民健康保険

対象者には12月末までに、世帯主宛に 郵送します。

間保険年金課

**(☎**0848−38−9107)

### ■介護保険

対象者には12月末までに、本人宛に郵 送します。

間高齢者福祉課

(20848 - 38 - 9119)

### ■後期高齢者医療保険

保険料の減免を受けた人には、11月下旬に、広島県後期高齢者医療 広域連合から勧奨通知を郵送していますので、申請してください。

### 有効期限

平成31年1月1日以前申請の場合、平成31(2019)年6月30日(日) 平成31年1月2日以降申請の場合、申請の受付日から5カ月経過 した月の末日

園広島県後期高齢者医療広域連合(☎082-502-3010)

### ■協会けんぽ等

勤務先の保険者にお問い合わせください。

12 広報おのみち・平成30年12月